

平成 25 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金澤 正晃
(JASDAQ・コード 1418)
問合せ先
役職・氏名 広報・IR 室長 正野達好
電話 03-3810-7111

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成25年3月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、CSR憲章及び行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社の役職員に伝える。さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、経営企画部を担当する役員を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社の業務執行に係るリスクに関して、当社及びグループ会社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が当社及びグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を行うため、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社のCSR活動を統括するグループ管理室に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準としてCSR憲章及び行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

②使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為等が行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路の他、社内コンプライアンス担当部門及び外部専門機関を受付窓口とする通報窓口を整備し、これを周知徹底する。

6. 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社における法令遵守、業務の適正を確保するため、各社においてコンプライアンス体制を確立し、その連携を図るとともに、グループ会社に対する内部監査室による監査体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役を補助する使用人を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令・監督を受けない。
- ②当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の同意を必要とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
- ②取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ②取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、「CSR憲章・行動規範」において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が総括し、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告及び財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、規程及び体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある内部統制システムを構築する。

以上